薬物事犯の再犯防止に関する取組について



令和7年11月12日(水曜日)

保健医療局健康安全部 薬務課

令和7年度第1回 東京都再犯防止推進協議会実務者会議 資料

東京都薬物乱用対策推進計画(令和5年度改定)の概要

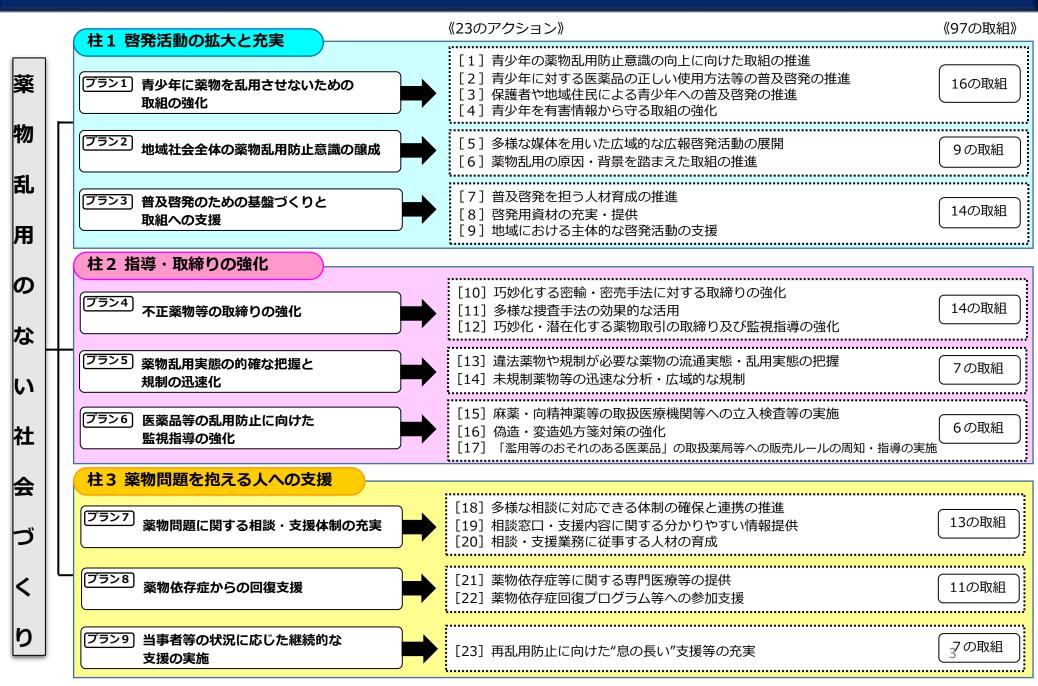
1. 計画の位置づけ等

- ◆ 都や国の関係機関が実施する、薬物乱用対策の基本的な方向性を示すもの。令和5年度に改定 【計画期間】令和6年度~令和10年度(5年間)
- ◆ 東京は大規模な経済活動拠点、国際都市であり、薬物乱用や犯罪が広がりやすいというリスクを踏まえ、平成20年度に策定
- ◆ 「柱1:啓発活動の拡大と充実」、「柱2:指導・取締りの強化」、「柱3:薬物問題を抱える人への支援」を薬物乱用対策の3 つの柱とし、関係機関が取組を実施

2. 昨今の薬物情勢等を踏まえた現行計画のポイント

項目	背景	ポイント		
①大麻乱用対策の充実	若年層の大麻乱用の拡大 ※都内大麻事犯の検挙人員のうち約7割が30代未満	・若年層に対する効果的な大麻乱用防止啓発の強化		
②市販薬乱用対策の充実	若年層の市販薬乱用(オーバードーズ)の拡大 ※全国の精神科医療施設において薬物依存症の治療を受けた 10代患者のうち、市販薬を主な原因とする患者の割合が 平成26年の0%から令和4年に約65%へ増加	・医薬品の適正使用・市販薬乱用防止啓発の推進 ・販売ルールの周知、適正販売に関する監視指導強化		
③密輸・密売手法の巧妙化 への対応	新たな密輸・密売手法の出現 ※賃貸物件の空き部屋を宛先とした密輸の発生 ※秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信 技術の普及によるサイバー空間を悪用した密売の発生	・国内外の関係機関の連携強化・各種捜査手法の積極的活用		
④再乱用防止対策の充実	大麻事犯の増加、覚醒剤事犯の再犯率高止まり ※都内大麻事犯の検挙人員が平成26年以降増加傾向 ※都内覚醒剤事犯の再犯者率が約5割	・各種再乱用防止プログラムの充実 ・相談体制の確保 2		

東京都薬物乱用対策推進計画(令和5年度改定)の体系図



東京都薬物乱用対策推進計画(令和5年度改定)における主な取組

柱 1 啓発活動の拡大と充実

◎:新規取組 ○:既存の取組を強化 その他は継続事業()内に実施主体を記載。記載のないものは都のみ実施

主な取組

プラン1〕青少年に薬物を乱用させ ないための取組の強化

- ・中学生からのポスター・標語の募集・高校生会議等、生徒が薬物問題について自ら考える参加型事業の実施
- 子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学ぶための啓発資材の提供・普及啓発の推進
- 「プラン2] 地域社会全体の薬物乱用 防止意識の醸成
- ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放映等による大麻の正しい知識の普及啓発の強化
- ◎ 医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発の推進
- プラン3〕普及啓発のための基盤づ くりと取組への支援
- ・ 学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師等を対象とした研修会の実施
- 若い世代の大麻・市販薬乱用の拡大や、国際的な人の往来増加に対応した啓発用資材の作成・提供
- 子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学ぶための啓発資材の提供・普及啓発の推進

青少年を中心に市販薬の乱用の広がりが懸念される状況を踏まえ、子供のうちから医薬品の効果、副 作用、正しい使用方法等を学べるよう、啓発資材の提供や関係機関と連携した普及啓発に取り組んで いきます。 取組34

- ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放映等による大麻の正しい知識の普及啓発の強化
- ◎ 医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発の推進

インターネットやSNS等を通じた不正確な情報の拡散が一因となり、大麻の乱用が広がっている状況 を踏まえ、ポスター・リーフレットの配布に加え、ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放 映等により、正しい知識の普及を図ります。 取組24

青少年を中心に市販薬の乱用の広がりが懸念される状況を踏まえ、青少年やその保護者世代などを含 め、広く都民に対して、医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発を実施します。また、 乱用の背景には当事者の様々な悩みや生きづらさがあると指摘されていることも踏まえ、元薬物依存 症者や薬物依存症者の支援を行う精神保健福祉士等の実体験をベースにした啓発用資材の作成等、市 販薬を乱用する青少年の心情を考慮した取組を実施します。 取組25

東京都薬物乱用対策推進計画(令和5年度改定)における主な取組

柱2 指導・取締りの強化

化

プラン4] 不正薬物等の取締りの強

プラン5 薬物乱用実態の的確な把

握と規制の迅速化

- 主な取組
- ◎:新規取組 ○:既存の取組を強化 その他は継続事業()内に実施主体を記載。記載のないものは都のみ実施
- 国内外の関係機関の連携強化等による、巧妙化する密輸・密売手法への対応強化(国)
- サイバー捜査に特化した部門等を中心とした、サイバー空間を悪用した犯罪の取締り強化(国)
- ・国内外の薬物流通実態の調査、違法薬物等の早期発見のための製品の試買、成分検査の実施
- ・ 条例に基づく未規制薬物の迅速な規制及び国への情報提供による法に基づく全国的規制の実現
- プラン6 医薬品等の乱用防止に向 ・麻薬・向精神薬を取り扱う施設等への立入検査・指導の実施 ○ 国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」を取り扱う薬局等への販売ルールの周知徹底・適正販売の指導強化 けた監視指導の強化
- サイバー捜査に特化した部門等を中心とした、サイバー空間を悪用した犯罪の取締り強化(国)

サイバー空間を悪用した薬物の密輸、密売の巧妙化に対応するため、サイバー捜査に特化した部門等を 中心に、薬物事犯の取締りを強化し、薬物の供給を遮断します。 取組50

- 国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」を取り扱う薬局等への販売ルールの周知徹底・適正販売の指導強化
 - ⇒ 市販薬乱用対策(監視指導)の強化 参照

柱3 薬物問題を抱える人への支援

プラン8 薬物依存症からの回復支

プラン9 当事者等の状況に応じた

継続的な支援の実施

援

主な取組

- プラン7 薬物問題に関する相談・ ○ 電話・面談・チャットボット等による多様な相談支援体制の充実(都・国) 支援体制の充実
 - ・ 相談業務に係る保健師、保護司等を対象とした研修等の実施(都・国)

 - ・ 専門医療、各種再乱用防止プログラムの提供(都・国) ◎ 再乱用防止プログラムへの大麻に関する指導項目の新設による、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実(国)
 - 保護観察終了後の薬物事犯者やその家族等への"息の長い"支援の実施(国)
 - ・薬物依存症に関する正しい知識の普及啓発(都・国)
- ◎ 再乱用防止プログラムへの大麻に関する指導項目の新設による、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実(国)

大麻乱用者の特徴として、大麻の乱用を正当化する傾向があることを踏まえ、東京保護観察所における 薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実 を図ります。 取網90

大麻取締法※及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

※ 令和6年12月12日「大麻草の栽培の規制に関する法律」に名称変更

衆議院 The House of Represent	tatives, Japan <u>メイン</u> /	スキップ	**************************************	サイト内絵委	サイトマップ ヘルブ
本会議·委員会等	立法情報	議員情報	国会関係資料	各種手続	English

衆議院トップページ > 本会議・委員会等 > 委員会ニュース > 第212回国会閣法第7号 附帯決議

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 九 大麻に有害性はない、健康に良いなどといった誤った情報が氾濫し、若年者の大麻事犯が増加し続けている現状に鑑み、大麻の 乱用について開始時期が早く、使用量が多く、乱用期間が長いほど依存症となるリスクが高まること等科学的根拠に基づいた大麻 の有害性に関する正確な情報を取りまとめ、必要以上に薬物使用の恐怖を煽ることなく、若年者の視点を生かしながら、教育の現 場等における分かりやすい乱用防止のための広報啓発活動等に取り組むこと。
- 十 我が国の薬物乱用対策は、違法薬物に手を出さない一次予防に重きが置かれた結果、薬物依存症者に対する差別を助長しているのではないかとの指摘があることを踏まえ、今後の対策に当たっては、一次予防のみならず、違法薬物を使用してしまった者の早期発見及び早期介入並びに早期治療を行う二次予防、薬物依存症者に対する再発防止や社会復帰等を支援する三次予防についても配慮して実施すること。

【衆議院厚生労働委員会(令和5年11月10日)】

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou835A338281511A3549258A63002F6EBC.htm

【参議院厚生労働委員会(令和5年12月5日)】

大麻乱用・市販薬オーバードーズ対策に関する啓発動画等の作成

(大麻)

(市販薬)





東京都保健医療局健康安全部業務課 Tel:03-5320-4505 mail:S1150603@section.metro.tokyo.jp

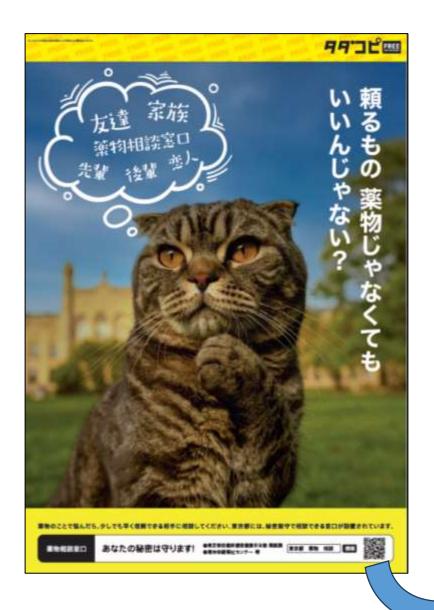
「薬物乱用に関する相談チャットボット」について





- ・薬務課ホームページに掲載
- ・24時間365日、対話形式での相談に対応
- ・利用により個人が特定されることはない

都内の大学に通う大学生を対象とした「薬物乱用防止コピー用紙裏面広告」について



- ・コピー用紙の裏面に広告等が印刷された用紙 を使うことにより、学生が無料でコピーできる民 間のサービスを利用
- ・大学生から同世代への薬物乱用防止メッセージを募集し、メッセージ等をコピー用紙裏面に印刷、配布



キーワード連動広告によるインターネット上の啓発

- 危険ドラッグに係る啓発サイトを構築し、危険性等の最新情報を都民に対して継続的に 発信。
- 啓発サイトには、危険性等の最新情報だけでなく、FAQも掲載。さらに、メールでの問い合わせ機能を実装。
- 「危険ドラッグ」に関する設定したキーワード検察を行うと、都の啓発サイトのリンクが表示。 危険ドラッグへの関心が高い・購入意欲のあるターゲットを、都の啓発サイトに誘導
- ⇒ターゲット層に有効な啓発を実施し、危険ドラッグ使用への抑止を図る。

【キーワード連動広告】



【啓発サイト】



医薬品の正しい使い方を教えるための授業事例集について

- 〇若年層における市販薬のオーバードーズが広がっていることを踏まえ、「医薬品は正しく利用することで意図した効果を得られる」ことなど、小学生のうちに医薬品の正しい使用方法等を理解してもらうことを目的とする。
- 〇小学校高学年向けに「医薬品の適正使用」に関する授業事例 (4事例)を作成
- ○授業事例ごとに、実際の講義で利用可能なスライドと、それぞれの事例の特徴や講義を 進める上でのポイントを掲載



授業事例2 薬物乱用ってなんだろう

【所要時間】約40分

【授業の概要】 医薬品の適正使用と違法薬物に関する内容を組み合わせた汎用型授業

【授業の特徴】 1コマの授業で医薬品の正しい使い方と違法薬物の危険性の両方を学べる授業

事例の概要 所要時間や特徴の 紹介

児童に伝えること

- 薬物乱用とは「ルールを逸脱して薬を使用すること」であることを伝える。
- ●医薬品の服用時に守らなければならない基本的なルールを教える。
- ●乱用される薬物の種類と、乱用してはいけない理由を教える。
- 薬物乱用を誘われたときの断り方を伝える。

この授業のねらい

- ●医薬品も服用時のルールを守らなければ薬物乱用となってしまうことを知る。
- ●医薬品のルールについて学び、用法用量等を守って正しく医薬品を服用してもらう。
- 薬物を乱用してはならない理由を学び、誘われたときにも断れるようになる。

この授業を受ける 小学生に伝えたい こと

伝えることによっ て何を覚えてほし いかについて記載

御清聴ありがとうございました



東京都オリジナルキャラクター 『勇者・ストップ』